

○天草広域連合製造請負契約約款

令和3年4月1日

告示第7号

天草広域連合製造請負契約約款（平成18年告示第4号）の全部を改正する。

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書等をいう。以下同じ）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする製造の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の製造を契約書記載の履行期間内に完成し、製造目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 製造の実施方法等製造目的物を完成するために必要な一切の手段（以下、「製造方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体の構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を

通じて行わなければならない。

（製造の施行の調整）

第2条 発注者は、受注者の施行する製造及び発注者の発注に係る第三者の施行する他の製造等が施行上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施行につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う製造等の円滑な施行に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表の提出）

第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下、「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。請負代金又は工程を変更したときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、発注者が必要でないと認めた場合は、内訳書及び工程表を省略することができる。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者があらかじめその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 受注者が、この契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供とみなす。

（1） 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（2） この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

3 第1項の規定にかかわらず、発注者は、受注者がこの契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

（1） この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

（2） この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

4 契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

5 受注者は、第2項又は第3項に掲げる保証を付した場合は、直ちに、その保証を証する書面を発注者に提出しなければならない。

6 発注者は、請負代金額の変更があった場合において、当初の保証の額と当該変更後の請負代金額に基づいて算出した保証の額との間に差額が生じたときは、当該差額を追徴し、又は返還することができる。

（権利義務の譲渡等の制限）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、製造目的物並びに製造材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受注者は、製造の全部若しくは主たる部分又は製造のうち他の部分から独立してその機能を発揮する工作物に係る製造を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第7条 発注者は、下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他発注者の定める事項を、すみやかに発注者に通知しなければならない。

（下請負人の健康保険等加入義務）

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務のいずれかを履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下、「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。ただし、発注者の指定した期限までに、当該社会保険等未加入建設業者が当該届出の義務を履行した事実を確認することができる書類を受注者が提出したとき、又は、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ製造の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認めるときはこの限りでない。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、「特許権等」という。）の対象となっている製造材料、製造方法

等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその製造材料、製造方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、受注者はその使用に関して要した費用の負担を、発注者に対して請求することができる。

(監督員)

第9条 発注者は、必要がある場合は、監督員を置き、受注者が製造を施行する場所（以下、「現場」という。）へ派遣して製造の施工について監督をさせることができる。

2 発注者は、前項の監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

3 監督員は、この約款に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく製造の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、製造の施工状況の検査又は製造材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

4 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

5 第3項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、緊急を要する場合は、書面によらないことができる。

6 発注者が監督員を置いたときは、受注者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

7 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。
(現場代理人)

第10条 受注者は、この契約の着手に当たり、現場代理人を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。また、現場代理人を変更したときは、直ちに通知しなければならない。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、現場の運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第10条第1項の書面の受理並びに同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を、書面をもって発注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(製造関係者に対する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、受注者が製造を施行するために使用している技術者、下請負人、労働者等で製造の施工又は管理につき著しく不適當と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(製造材料の品質及び検査等)

第13条 製造材料の品質については、設計図書の定めるところによる。受注者は、設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された製造材料については、当該検査に合格したものを使用しな

なければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

（監督員の立会い及び製造記録の整備等）

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された製造材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施行するものと指定された製造については、当該立会いを受けて施行しなければならない。

- 3 受注者は、前2項の規定により必要とされる監督員の立会い又は見本検査を受けるほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は写真等の記録を整備すべきものと指定した製造材料の調合又は製造の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求があった日から7日以内に、これを提出しなければならない。

- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由がないのに受注者の請求に応じないためその後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、製造材料を調合して使用し、又は製造を施行することができる。この場合においては、受注者は、当該製造材料の調合又は当該製造の施工を適切に行ったことを証する見本又は写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求があったときから7日以内に、これを提出しなければならない。

- 6 第1項の見本検査及び第3項又は前項の見本若しくは写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第15条 発注者から受注者に支給する製造材料（以下、「支給材料」という。）及び製造の施工上使用するため貸与する機械器具（以下、「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該

検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適當でないと認めたときは、直ちに、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は受注者に対して、その理由を明示した書面をもって、当該支給材料又は貸与品の使用を請求しなければならない。
- 6 発注者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは製造期間又は請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 受注者は、製造の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（設計図書に不適合な場合の措置等）

第16条 受注者は、製造の施行が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。

- 2 発注者は、前項の不適合が監督員の指示による等発注者の責めに帰すべき理由による場合

であって、必要があると認められるときは製造期間又は請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 3 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、製造の施工部分を最小限度破壊又は分解して検査することができる。
- 4 前項に定めるものを除くほか、監督員は、製造の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、製造の施工部分を最小限度破壊又は分解して検査することができる。
- 5 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

第17条 受注者は、製造の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が互いに一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 設計図書に誤り又は記載漏れがあること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 設計図書で明示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに調査を行うことができる。
 - 3 発注者は、前項の規定による調査について、受注者の意見を聴いた上、当該調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者は、当該期間内に受注者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が発注者及び受注者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号のいずれかに該当し、設計図書を訂正する場合 発注者が行う。

(2) 第1項第4号に該当し、設計図書を変更する場合で、製造目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。

(3) 第1項第4号に該当し、設計図書を変更する場合で、製造目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行わなかった場合において、発注者は、必要があると認められるときは製造期間又は請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第18条 発注者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認められるときは、設計図書の変更の内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは製造期間又は請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(製造の一時中止)

第19条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下、「天災等」という。）であって受注者の責めに帰することができないものにより、製造目的物等に損害を生じ、若しくは現場の状態が変動したため、受注者が製造を施行できないと認められるときは、発注者は、製造の一時中止の内容を直ちに受注者に通知して、製造の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、製造の一時中止の内容を受注者に通知して、製造の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により製造の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは製造期間又は請負代金額を変更し、受注者が製造の続行に備え現場を維持し、又は労働者、機械器具等を保持するための費用等の製造の施工の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(引渡期限の延長)

第20条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく製造の施工の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により製造期間内に製造を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に製造期間の延長を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、

製造期間を延長しなければならない。発注者は、その製造期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（引渡期限の短縮等）

第21条 発注者は、特別の理由により引渡期限を短縮する必要があるときは、受注者に対して、引渡期限の短縮を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により製造期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する製造期間について、通常必要とされる製造期間に満たない製造期間への変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、発注者は、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（完納期限の変更方法）

第22条 完納期限の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者に意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が追加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（請負代金額の変更方法等）

第23条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（一般的損害）

第24条 製造目的物の引渡し前に製造目的物、製造材料（支給材料を含む。第51条において同じ。）又は製造の施工のために使用する機械器具（貸与品を含む。第51条において同

じ。)について生じた損害その他製造の施工に関して生じた損害（次条第1項に規定する損害を除く。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害（第51条第1項の規定により付された保険等によりてん補されたものを除く。）のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

（第三者に与えた損害）

第25条 製造の施行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第51条第1項の規定により付された保険等によりてん補されたものを除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の場合その他製造の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協議してその処理解決に当たるものとする。

（検査及び引渡し）

第26条 受注者は、製造が完成したときは、直ちに、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、第1条第9項の規定にかかわらず、通知を受けた日から起算して14日以内に、受注者の立会いの上、製造の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、当該理由を受注者に通知して、製造目的物を最小限度破壊又は分解して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって製造の完成を確認した後、受注者が引渡しを申し出たときは、直ちに、当該製造目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払の完了と同時に当該製造目的物の引き渡すべきことを請求することができる。この場合においては、受注者は、直ちに、その引渡しをしなければならない。

6 前2項の引渡しは、監督員及び受注者の立会いの下に、書面をもって行うものとする。

7 受注者は、製造が第2項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を製造の完成とみなして前各号までの規定を適用する。

（請負代金の支払）

第27条 受注者は、前条第2項（同条第7項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の規定による検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、第1条第9項の規定にかかわらず、請求を受けた日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、第1条第9項の規定にかかわらず、その期限を経過した日から起算して検査をした日までの期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるとときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（引渡し前の使用）

第28条 発注者は、第26条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、製造目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定による使用により受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前払金）

第29条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の製造期間を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下、「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に提出して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、当該前払金に追加して支払を受ける前払金（以下、「中間前払金」という。）に関し、保証事業会社と契約書記載の製造期間を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に提出して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。ただし、次項に定める発注者の認定を受けられないときは、請求することができない。

- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、中間前払金の支払対象者に該当することについて、発注者の認定を受けなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは中間前払金額を加算した金額。以下同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（第3項の規定による中間前払金を含む。以下同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、第32条又は第33条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その末返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第30条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加して、さらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、著しく請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に提出しなければならない。

（前払金の使用等）

第31条 受注者は、前払金をこの製造の材料費、労務費、製造の施工のため使用する機械器

具の賃借料、製造の施工のため使用する機械器具の購入費（この製造において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該製造の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該製造の施工に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金の総額の１００分の２５とする。

（部分払）

第３２条 受注者は、製造の完成前に、製造の出来形部分並びに発注者が部分払の対象とすることを認めた現場に搬入済みの製造材料及び製造工場等にある工場製品に相当する請負代金相当額（以下、「出来高」という。）の１０分の９以内の額について、次項以下に定めるところにより発注者に対して、部分払を請求することができる。

２ 部分払の回数及び時期は、あらかじめ発注者の指定するところによる。

３ 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る製造出来形部分並びに現場に搬入済みの製造材料及び製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

４ 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して１４日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、当該理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊又は分解して検査することができる。

５ 前項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

６ 受注者は、第４項の規定による確認の通知があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求があった日から起算して１４日以内に部分払金を支払わなければならない。

７ 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、出来高は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、前項の請求を受けた日から１０日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者が出来高を定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ （出来高－既に部分払の対象となった出来高（以下、「前回出来高」という。）） $\times 9 / 10$ －前払金額 $\times$ （出来高－前回出来高） $\div$ 請負代金額

（部分引渡し）

第３３条 製造目的物について、発注者が設計図書に製造の完成に先だって引渡しを受けるべ

きことを指定した部分（以下、「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の製造が完了したときは、第２６条中「製造」とあるのは「指定部分に係る製造」と、「製造目的物」とあるのは「指定部分に係る製造目的物」と、同条第５項及び第２７条中「請負代金」とあるのは「指定部分に相應する請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

（前払金等の不払に対する製造中止）

第３４条 受注者は、発注者が第２９条、第３２条又は第３３条において準用される第２７条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、製造の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者はその理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

２ 発注者は、前項の規定により受注者が製造の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは製造期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が製造の続行に備え現場を維持し若しくは労働者、製造の施工のため使用する機械器具等を保持するための費用その他製造の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第３５条 発注者は、製造目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、当該履行の追完を求めることができない。

２ 前項の場合において、受注者は発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３ 第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（１） 履行の追完が不能であるとき。

（２） 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３） 製造目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をし

ないでその時期を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第36条 発注者は、製造が完成するまでの間は、次条、第38条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において受注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは適用しない。

(発注者の催告による解除権)

第37条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、製造に着手すべき期日を過ぎても製造に着手しないとき。
- (2) 製造期間内に完成しないとき又は製造期間経過後相当の期間内に製造が完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第35条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第38条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された製造目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び施工しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の全部又は一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足る履行がされる見込みがないと明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (10) 第４０条又は第４１条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請負契約は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(談合その他不正行為による発注者の解除権)

第39条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体の場合はその構成員を含む。以下この条において同じ。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第43条に規定する排除命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第40条 第37条各号又は第38条各号（第1号、第8号又は第9号に該当する場合を除く）に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第37条又は第38条の規定による解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第41条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

第42条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第18条の規定による設計書図書の変更に伴い請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第19条の規定によりこの製造の施工の中止期間が製造期間の10分の5（製造期間の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が製造の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の製造が完成した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第43条 第41条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第44条 発注者は、必要があると認めるときは、第36条から前条までの規定にかかわらず、受注者と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第45条 発注者は、この契約が製造の完成前に解除された場合においては、製造の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった製造材料の引渡しを受けるとともに、当該引渡しを受けた出来形部分等に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊又は分解して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第29条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第1項の出来形部分等に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受注者は受領済みの前払金額になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

(1) 解除が第41条又は第42条の規定に基づくとき。 当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額

(2) 解除が第36条、第41条、第42条又は第44条の規定に基づくとき。 当該余剰額

4 受注者は、この契約が製造の完成前に解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が製造の完成前に解除になった場合において、貸与品があるときは、

当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還を代えてその損害を賠償しなければならない。

6 第4項前段又は第5項前段の規定により受注者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第37条又は第38条の規定に基づくとき。 発注者が定める。

(2) 解除が第36条、第41条、第42条又は第44条の規定に基づくとき。 受注者が発注者の意見を聴いて定める。

7 第4項後段及び第5項後段の規定により受注者がとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

8 発注者は、製造の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) この製造目的物に契約不適合があるとき。

(2) 第37条又は第38条の規定により、製造の完成後に契約が解除されたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、前項の損害賠償に代えて、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第37条各号又は第38条各号のいずれかに該当することにより、製造の完成前に契約が解除された場合

(2) 製造の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受注者について民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者

4 第 1 項の場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

5 第 1 項各号及び第 2 項各号のいずれかに該当する場合（第 3 項の規定により同項各号が第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項柱書の規定は適用しない。

6 受注者の責めに帰すべき理由により製造期間内に製造を完成することができない場合においては、発注者は損害金の支払を受注者に請求することができる。

7 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣の定める率で計算した額とする。

（受注者の損害賠償請求等）

第 47 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(1) 第 36 条、第 41 条又は第 42 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 発注者の責めに帰すべき理由により、第 30 条第 2 項（第 36 条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第 48 条 発注者は、引き渡された製造目的物に関し、第 26 条第 4 項又は第 5 項（第 33 条

において準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から設計図書に定める期間まででなければ、契約不適合を理由とした追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しとき、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者はその責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から設計図書に定める期間までに請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において、「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものをみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各号の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときは適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、製造目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者が当該契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 第1項の規定は、製造目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその支給材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償の予約)

第49条 受注者は、第39条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する金額を支払わなければならない

らない。製造目的物が完成した後も、同様とする。ただし、同条第3号に該当する場合のうち、受注者に対する刑法第198条の規定による刑が確定した場合については、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第50条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで財務大臣の決定する率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額又は還付すべき保証金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の規定により追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき財務大臣の決定する率で計算した額の延滞金を徴収する。

- 3 第1項の規定の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

(火災保険等)

第51条 受注者は、製造目的物及び製造材料等を設計図書に定めるところにより、直ちに、火災保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険の契約を締結したときは、直ちに、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示しなければならない。

- 3 受注者は、製造目的物及び製造材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちに、その旨を発注者に通知しなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第52条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者は報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、前項の不当介入を受けたことにより、引渡期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と引渡期限に関する協議を行わなければならない。その結果、引渡期限に遅れが生じると認められたときは、第20条の規定により、発注者に引渡期限の延長の請求を行うものとする。

- 3 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入による被害を受け

た場合には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

- 4 受注者は、前項の被害により引渡期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と引渡期限に関する協議を行わなければならない。その結果、引渡期限に遅れが生じると認められたときは、第20条の規定により、発注者に引渡期限の延長の請求を行うものとする。

（雑則）

第53条 この約款に定めのない事項は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。